別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和二十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。附則第五条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

四　平成二十七年度	
昭和十五年度	七六三・〇三三
昭和十六年度	六四二・一二五
昭和十七年度	六二七・六六六
昭和十八年度	六〇一・一七一
昭和十九年度	五六一・七七六
昭和二十年度	四九四・八三八
昭和二十一年度	四三七・〇二〇
昭和二十二年度	四六・一五五
昭和二十三年度	二〇・〇五一
昭和二十四年度	一〇・五二二
昭和二十五年度	七・七二九
昭和二十六年度	七・七二九
昭和二十七年度	六・四九九
昭和二十八年度	六・一四二
昭和二十九年度	五・七〇六
昭和三十年度	五・二九七
昭和三十一年度	五・二九七
昭和三十二年度	五・二七八
昭和三十三年度	五・〇八九
昭和三十四年度	五・〇八九
昭和三十五年度	五・〇二九
昭和三十六年度	四・八一九
昭和三十七年度	四・五二七
昭和三十八年度	四・一七五
昭和三十九年度	三・八〇九
昭和四十年度	三・六二九
昭和四十一年度	三・三四二
昭和四十二年度	三・一三一
昭和四十三年度	二・九七二
昭和四十四年度	二・七七三
昭和四十五年度	二・五八六
昭和四十六年度	二・三三〇
昭和四十七年度	二・一三二
昭和四十八年度	一・九八六
昭和四十九年度	一・六七三